

近世後期地域社会の存立構造と「家」と成員
(要旨)

広島大学大学院文学研究科
博士課程後期人文学専攻
学生番号： D073519
氏 名： 加納 亜由子

本論文は、非相続人が近世社会の中でどのように存在していたのか解明したいという問題関心の下、非相続人（二男三男）が家・社会の中で果たした役割を、家相続・他国稼ぎの二側面との関わりから明らかにした。

近世の家研究は、家研究は、村（近世的村落共同体）や地域の中での家の位置づけから始まって、家意識の内実、家の内部秩序へと研究が深化し様々な側面が明らかになってきた。九〇年代以降は、小農自立によって小農民にも「家」意識が成立した結果、当主とその妻が中心となる家内秩序が形成されたことが明らかされるなど、主に当主／家長に主軸を置いて考察が進められてきた。

しかし、家から放出される人々（非相続人・二男三男）の位置付けだけは一向に変わっていない（史的な制約もあって、彼ら自体の存在形態についてはほとんど検討されてこなかった）。「直系家族形態が原則的となり、小農民の間にも広く「家」意識が成立し、長男子単独相続が一般的となった」という点を論理的な根拠にして、二男三男は家を相続しない存在として位置付けられ続けている。そして、それゆえに家の中でも村の中でも一人前の扱いは受けなかったと結論づけられている。

一方で、他国稼ぎや雇用労働に関する研究では、家から欠落した人々が他国稼ぎや雇用労働の担い手となったことが指摘されてきた。近世社会には、奉公人や日用層など、家や村から疎外され「労働力販売に従事」して生計を立てる人たちがいた。また、寄生地主制下の小作経営では二男三男が「余剰労働力」として家から放出され他国稼ぎに従事したことが明らかにされている。

このように、家を相続しなかった人々（二男三男）については、家研究や労働移動に関する研究の中で色々と言及され、その存在形態が明らかにされている。ただし、そこではいずれも「家・村の中で生きる人々」対「家・村から欠落する人々」という二者択一的な位置づけが前提とされるという共通点が見られる。家を相続しない二男三男は、家や村から疎外され欠落する人々として捉えられており、他国稼ぎの担い手として（あるいは奉公人・日用層として）近世社会の中で存在していたとされている。

家を相続しない二男三男について、村や家の中では一人前として扱われず、他国稼ぎの担い手として家や村から放出される存在であったという点には異論はない。ただし、「一人前ではない」「家から放出される余剰労働力」という位置付けゆえに、彼らが家や社会の中で果たした役割が見過ごされてきたのではないか。

そこで本論文では、「家」存続のあり方や二男三男の存在形態を「地域社会の存立構造」の中で捉え直そうとしている。ここでいう地域社会の存立構造とは、他国稼ぎによって取り結ばれる地域・社会・経済というものを念頭に置いている。他国稼ぎが隆盛し、国元の家と他国稼ぎ先での経済活動とが不可分に結び付いていく社会の中で、非相続人一家を相続しない人々・二男三男がどのように存在していたのか。これが本論文を貫く問題関心である。

第一部では、二男三男が家相続に果たした役割に注目。

第一章では、近世後期農村の小農層の「家」意識を、改名慣行と結婚の分析を通して明らかにした。越後国の一部地域には、結婚と同時に改名する慣行が見られた。この慣行は、既婚者を未婚者とは区別し、相続予定者として公認する意味を持っており、家の存続を重視する意識と深く結び付いた慣行であると考えられる。

第二章では、小農の「家」存続における二男三男の役割を①家督継承戦略②家経営維持のための他国稼ぎという二側面から明らかにした。二男三男は、予備の相続候補者として未婚のまま意図的に家に残されていた一方で、他国稼ぎの担い手でもあった。小農層にも「家」意識が広範に成立する中で、「家」の存続を確保するために、未婚の二男三男を意図的に家に残すという家督継承戦略が、他国稼ぎの隆盛と密接な関わりを持ちながら行われていた。

第三章では、豪農経営における家族役割を取り上げた。美作国豪農有元家の中で、分家しないまま嫁取婚し「当主の弟」（二男三男）として同居しつづけた人物に注目。当主の弟という立場でありながら、当主に対して土地・家産に関わる意見を積極的に述べるなど、同家内で当主に次ぐ発言力を持っていたことを明らかにした。

第二部以下では、近世後期の他国稼ぎを取り上げた。他国稼ぎや労働移動に関する研究には、史的な制約から他国稼ぎ・労働移動の具体像が明らかになっていないという問題点がある。そのため、この主な担い手とされる人々（家から欠落した人々・二男三男）の存在形態もまた、ほとんど解明されていない。そこで第二部と第三部では、越後と関東とを繋ぐ経済構造そのものに注目することで、上記の問題関心に迫ろうとした。酒造を通じた経済的な結び付きが、単に労働移動だけにとどまるものではなく、地域の有力者（豪農）の家経営や地域経済のあり方そのものと深く関係していたことを明らかにし得たと考えている。

第二部では、これまでほとんど注目されてこなかった、「起業家」としての他国稼ぎ（関東での酒造経営＝酒造出店）に注目している。

第四章では、越後国出身者が関東で酒造店を経営する「酒造出店」の存在形態を明らかにした。①天保期には村に公認されうる他国稼ぎとして定着し、村落上層の家の再生産とも深い繋がりを持っていた。②国元の「百姓」が、家業の一つとして酒造出店を営むこともあった。③経営資金の調達や質地・金融、小農経営を支えた他国稼ぎ（越後杜氏・酒造奉公人）の雇用先としてなど、国元の地域経済と様々な形で結び付きながら展開していた。

第五章では、越後国高田藩領で他国稼ぎ（杜氏・酒造奉公）保護の融通講として発起した「松尾講」の立案過程を分析。この分析を通して、近世後期の高田藩領では、関東での酒造業経営（酒造出店）もまた他国稼ぎの一種として認識され、「余業開物」的な稼ぎ＝高田藩領にとって「国益」となる稼ぎという位置づけで捉えられていたことが明らかになった。

第三部では、第二部で注目した酒造出店経営者（酒造出店）について、他国稼ぎ商人と

して関東農村で定着していく過程に注目した。越後国出身者が関東農村酒造業に参入する経緯を、酒造株を持つ関東農村豪農との関係に焦点を当てて明らかにするというのが、第三部を貫く課題である。

第六章では、寛政～文化期の武蔵国入間郡の事例を取り上げた。この地域では、酒造部門（酒造蔵・株・経営権など）を貸し出したいと願う酒造株持ち主と、酒造経営への新規参入を目論む者との間で酒造部門の貸し借りが行われており、地元地域（入間郡周辺）の豪農や越後国出身者など他国者が酒造経営への新規参入を目論んでいた。ところが、寛政期の同地域では、越後国出身者が直接酒造蔵・株等の借り主となることが出来なかったため、酒造経営を目論む越後国出身者たちは、予てより懇意にしていた地元地域の豪農に仲介を頼むことで、酒造経営に新規参入していった。

第七章では、文政期以降の上野国の事例を取り上げた。ここでも、第六章の場合と同様に、酒造蔵・株を持つ豪農が酒造部門を貸し出すという状況が広がっており、貸し出し相手の中には他国稼ぎ商人が含まれていた。彼らが関東農村に定着し得た背景には、近世後期以降の関東農村には他国者が酒造経営を行える素地があったという、この地域の経済状況があった。また、越後国出身の他国稼ぎ商人たちは、酒造株持ち主である関東農村豪農と密接な関係を保ちつつ、地域需要を満たすような経営を行う中で経済力と社会的信用を獲得し、関東農村に定着していった。

第三部で取り上げたのは、いずれも関東農村での酒造経営を経て、関東農村の「百姓」になっていった事例である。他方で、第二部で注目したような、関東農村での酒造経営を続けながら越後国の「百姓」として存続し続けた事例があったことも注記しておきたい。

本論文の意義は、家を相続しない二男三男の存在形態を、「他国稼ぎ」をキーワードにして問い直したことにある。

二男三男にとって他国稼ぎとは、生まれ育った「家」の中で他国稼ぎの担い手兼予備の相続候補者としての役割を担うという意味がある（第一部）。一方で、生まれ育った「家」を出て他所で生活する拠点を獲得するための足がかりでもあった（第三部）。そして、その背景には、他国稼ぎを前提として国元の地域や家が成り立っているという構造が存在した（第二部）。

近世後期越後国では、非相続人である二男三男の放出手段ということにとどまらず、地域社会全体が様々な形で他国稼ぎと関わりを持ちながら成り立っていた。そのような状況下で、他国稼ぎを前提とした家の継承戦略が展開され、非相続人（二男三男）の存在形態もまた、このような状況に大きく影響を受けていたのである。